

## 作業基準

平成 19 年 5 月 7 日

平成 22 年 12 月 14 日

平成 24 年 3 月 20 日

平成 24 年 8 月 20 日

平成 25 年 7 月 5 日改訂

令和 7 年 10 月 28 日改訂

令和 8 年 6 月 1 日改訂

株式会社ジール

## 目次

- 第 1 章 目 的
- 第 2 章 作業体制
- 第 3 章 危険物等の取扱い
- 第 4 章 乗下船作業
- 第 5 章 旅客の遵守事項等の周知

## 第1章 目的

(目的)

第1条 この基準は、安全管理規定に基づき、東京湾内周遊航路、横浜港内周遊航路の作業に関する基準を明確にし、もって輸送に関連する作業の安全を確保することを目的とする。

## 第2章 作業体制

(作業体制)

第2条 運航管理者又は運航管理補助者は、乗船待機中の旅客の整理、乗下船する旅客の誘導、船舶の離着岸時の綱取り及び綱放し、タラップ等の旅客乗降用設備の付け離し操作その他必要な作業について担当者を定め、必要な指示を行う。

2 船長は、乗組員を指揮して、船舶上における乗下船する旅客の誘導、離着岸時における諸作業その他安全運航に必要な作業を実施する。

## 第3章 危険物等の取扱い

(危険物等の取扱い)

第3条 危険物の取扱いは、運送約款等により運送しないこととする。

2 刀剣、火薬、その他旅客の安全を害するおそれのある物品の取扱いについては、運航管理者の指示に従い、運送を拒絶するか又は一定の条件をつけて運送を引き受けるものとする。ただし、原則として船室に持ち込むことは拒絶しなければならない。

3 運航管理補助者又は船内作業指揮者は、旅客の手荷物及び小荷物、その他の物品が前2項の物品に該当するおそれがあると認めるときは、運航管理者又は船長の指示を受けて運送申込人の立会いのもとに点検し必要な措置を講ずるものとする。

4 船内作業指揮者及び運航管理補助者は前3項の措置を講じたときは、その状況を運航管理者に報告するものとする。

## 第4章 乗下船作業

(乗船作業)

第4条 旅客の乗船は、原則として離岸15分前からとする。

2 離岸15分前となったときは、船内作業員は舷門を開放し、運航管理補助者又は陸上作業員または船員または他船内作業員に旅客の乗船を開始するよう合図する。

3 船内作業員は乗船旅客数(無料幼児を含む。)を把握し、旅客定員を超えていないことを確認して船長に報告する。

(離岸作業)

第5条 船員又は船内作業員は、旅客の乗船が完了したときはその旨を船長に報告し見送人等が離岸作業により危害を受けないよう退避させ、船長の指示により迅速、確実に離岸作業を行う。

(着岸作業)

第6条 運航管理補助者又は陸上作業員又は船員又は船内作業員は、船舶の着岸10分前になったときは着岸準備を行い、着岸に際しては迅速、確実に綱取作業を実施する。

2 船内作業員は、船長の指示により迅速、確実に係留作業を実施する。

3 船内作業指揮者は、船内の旅客を誘導して、船内放送等により着岸時の衝撃による旅客の転倒事故を防止するため、旅客へ着席や手すりへの掴まりを指示する。

(係留中の保安)

第7条 運航管理者又は船長並びに船員又は運航管理補助者又は船内作業員又は陸上作業員は、係留中、旅客の安全に支障のないよう係留方法、連絡橋の保安に十分留意する。

(旅客の下船作業)

第8条 船長は、船体が完全に着岸したことを確認したときは、その旨陸上作業員及び船内作業員に合図する。

2 船内作業員は、運航管理補助者又は陸上作業員又は船内作業員と協力してタラップ等の乗降用設備を架設し、架設完了を確認した後、旅客を誘導して下船させ、下船完了後、舷門を閉鎖し、船長に報告する。

## 第5章 旅客の遵守事項等の周知

(乗船待ち旅客に対する遵守事項等の周知)

第9条 運航管理者又は運航管理補助者は、乗船待ちの旅客に対して次の事項等を掲示等により周知しなければならない。

(遵守事項等の掲示例)

- (1) 旅客は、乗下船時及び船内においては、係員の誘導に従うこと。
- (2) 船内においては、乗船中の者に危害を加えるような行為又は迷惑をかける行為をしないこと。
- (3) その他旅客の安全に関して旅客に周知すべき事項。

(乗船旅客に対する遵守事項等の周知)

第10条 船長は、船内の旅客が見やすい場所に次の事項を掲示しなければならない。

- (1) 旅客の禁止事項
- (2) 救命胴衣の格納場所及び着用方法
- (3) 非常の際の避難要領（非常信号、避難経路等）
- (4) 病気、盗難等が発生した場合の乗組員への通報
- (5) 下船及び非常の際は係員の指示に従うこと。

第11条 船長は、救命胴衣の着用に関し、旅客に対し以下の措置を講じなければならない。

- (1) 気象、海象、水象の悪化等、利用者の安全確保のために必要と判断される場合は、救命胴衣を着用させること。
- (2) 暴露甲板に乗船している旅客には、救命胴衣を着用させるか、あるいは救命具を持たせること。
- (3) 12歳未満の児童には、船室内にいる場合を除き、常時、救命胴衣を着用させること。